

公益財団法人宮崎県移植推進財団 賛助会員規程

(趣旨)

第1条 この規程は、定款第37条の規定に基づき、公益財団法人宮崎県移植推進財団(以下「財団」という。)の賛助会員(以下「会員」という。)および賛助会費(以下「会費」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(会員)

第2条 会員は特別会員と一般会員の2種とする。特別会員は財団の趣旨に賛同する法人を、一般会員は同じく賛同する個人をもってあてる。

(会費)

第3条 特別会員は年額一口2万円以上を、一般会員は年額一口1千円以上を会費として納入するものとする。

(会費の使途)

第4条 会費は、財団の法人運営管理にあてるものとする。

第5条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

付則

この規程は、平成24年8月30日から施行する。

付則

この規程は、公益財団法人宮崎県移植推進財団の設立の登記の日から施行する。